

= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =

論 矣

平成 24 年度第 4 号
通 算 第 5 1 4 号
平成 24 年 10 月 22 日

尼崎市役所総務局
人事管理部給与課

平成 25 年度向け合理化等について

9 月 28 日午後 4 時から午後 5 時まで、中央公民館小ホールにおいて、平成 25 年度向けの合理化の提案を行い、交渉を行った。

今回の交渉の主な目的

従前より、翌年度向けの各事務事業の見直しに関する提案は、実施時期の半年前までに行うことを労使間の約束としてきたところであり、本年度についても平成 25 年度向けの各事務事業の民間委託による合理化について提案、協議を行った。

組合への提案

平成 25 年度向け合理化について（メモ） [別紙](#)

平成 25 年度向けの交渉にあたって

（総務局長）

危機的な財政状況を克服すべく平成 20 年度より実施してきた「あまがさき行財政構造改革推進プラン」の取組期間も今年が最終年度となっている。その中では、給料や期末・勤勉手当の削減等、給与面においても職員全体で多大なる負担に協力頂いており、例年の収支改善に大きな効果を挙げてきたものと認識している。

しかしながら、今後も厳しい財政状況が見込まれており、引き続き改革改善の取組みを継続する必要があることに変わりはない。そうしたことから、現在、次期の行財政改革に係る計画の策定に向け、全庁的な議論がなされていることについては、皆さんも承知していることと認識している。

平成 25 年度以降の市政運営についても、さらなる業務の効率化・合理化が求められることになるが、こうしたことから、本日提案する課題について、労使で緊密に協議を行いたいと考えている。

具体的な交渉内容

1 平成 25 年度向け合理化提案項目について

課題の要旨

当局から、平成 25 年度向け合理化提案の具体的な内容について説明した後、協議に入った。
提案している項目は以下のとおり。

- | |
|-----------------------|
| 1 市民課郵送業務の委託（市民協働局） |
| 2 小学校給食調理業務の委託（教育委員会） |

組合の主張	当局の回答
市民課郵送業務の委託 効果額は。	約 440 万円となる見込である。
正規職員 1 人及び再任用短時間勤務職員の 6 人の削減ということであるが、現在の実配置はどうなっているのか。	この業務への実配置では、正規職員 3 人、再任用短時間勤務職員 1 人、OB 嘱託員 4 人（うち、定年前 1 人）となっている。
なぜ、再任用短時間勤務職員が配置されていないのか。	配置については、本人の意向調査を踏まえて行っているが、市民課内における各担当間での割振り等、市民課全体での調整の結果であると認識している。
昨年度、短時間勤務の希望者に対して、フルタイムでの任用を依頼したケースは何人いるのか。	統計はとっていないため、人数は把握していないが、そういった依頼をしたケースはある。
なぜ、今委託するのか。委託の目的に「迅速・的確な事務処理により安定した市民サービスの提供」とあるが、現行体制ではそれができていないということか。	現在、そういった市民サービスができていないという訳ではなく、郵送業務を委託することで、当該業務に充たっていた職員を他で活用する等、市民課全体の市民サービスをさらに向上させるということである。
他市では同様の委託を行っているか。	同様の委託としては、神戸市が行っている。その他に、一部を委託している所としては、西宮市、伊丹市、芦屋市等がある。
市民課内の一部だけを委託して、偽装請負等の問題は生じないのか。	執務場所についても、別の部屋を用意する等の工夫を行う予定であり、問題は生じないものと考えている。

<p>現在の再任用職場は、過去に、再任用労使協等を行う中で設けてきたという経緯がある。</p> <p>今後、再任用職場は全て委託していくということか。</p>	<p>今後は、これまでのように再任用職員が年々増加するという状況ではなくなるため、一定の再任用職場の確保は必要であるが、全てを確保するというものではなくていくと考えられる。</p> <p>ただ、再任用職場も含めて、効率的にアウトソーシングができる所については、委託していくということであり、特段、再任用職場を委託していくというものではない。</p>
<p>小学校給食調理業務の委託</p> <p>現在の実配置人数と効果額は。</p>	<p>現在の実配置は、正規職員 4 人、嘱託員 5 人、臨時的任用職員 2 人となっており、現員ベースでの効果額は、約 2,224 万円となる見込である。</p>
<p>昨年の提案でも今回と同じ 2 校の委託で、その際の効果額は 415 万円との説明を受けたが、なぜ、これほどまでに大幅な違いがあるのか。昨年と今年とで効果額の算出方法を変えているのではないのか。</p>	<p>昨年度と比較すると、委託料で 1,000 万円以上の開きがあり、これが要因ではないかと思う。委託料の算定方法については、原局に確認しておく。(後に、委託する食数の違いにより、委託料に差異があることを確認。昨年 1,300 食、今年 850 食)</p>
<p>4 年間で全校を委託するという当初の計画は既に崩れている。災害発生時の危機管理の観点からも、直営を残すべきとの考えはないのか。</p>	<p>校舎の耐震化等の問題もあり、4 年での全校委託は不可能となっているが、全校を委託するという計画の根本的な考え方は、現在においても変わっていない。</p>
<p>今後の委託の見通しは出ているのか。</p>	<p>校舎耐震化工事にあわせて給食室整備をすることが経費面でも効率的であるため、校舎耐震化事業を踏まえながら、給食室整備を行っていく考えである。</p> <p>ただし、詳細な計画は現時点ではたっていない。</p>
<p>耐震化の調査は完了しているのか。</p>	<p>調査は完了しており、校舎耐震化にかかる大まかな計画はできている。</p>
<p>その計画では、いつ頃、耐震化は完了するのか。</p>	<p>平成 27 年度の完了を目標とした計画となっている。</p>

全国的にみても、尼崎市の耐震化は遅れている。先に耐震化に重点を置いて、給食調理業務委託は、一旦、凍結するべきではないのか。	耐震化に重点を置いていることは勿論であるが、耐震化と合わせて、給食室の整備及び給食調理業務の委託も進めていきたいと考えている。
平成 27 年度の時点で、調理師は何人残っているのか。	現行制度での退職動向からみると、平成 27 年度末で、正規職員 24 人、再任用 8 人、嘱託員 38 人（うち再雇用 3 人）になる見込みである。
それらの調理師を一切解雇しないと切り切れるのか。	先々の処遇については、見通しも立っておらず、言及できない。
どこまで給食を充実させれば、委託を見直せるのか。少なくとも、今後の委託計画をしっかりと提示するべきである。いつ委託されるかわからない不安の中で働いている職員のことをもっと考えるべきではないか。	計画策定が遅れていることについては、申し訳なく思っており、委託時期等の計画については、早急に提示するべきであると認識している。
今回の提案にかかる雇い止めはないと思っ ているのか。	そのように考えている。
今後の委託にあたって、一切雇い止めはし ないと約束できないのか。	それについては、今は答えられないが、計画を示す段階では、職員の処遇についても合わせて示す必要があると考えている。

課題解決への方向性

支部協議と並行して、引き続き協議していくこととした。

2 その他

組合の主張	当局の回答
<p><u>欠員について</u></p> <p>10月1日現在での欠員状況は。</p>	<p>再任用短時間勤務職員等の配置もない職場としては、阪急塚口サービスセンター、住宅管理課、保健センター、市街地整備課、道路維持担当で各1人の欠員が出ている。</p>
<p>これらはどう対応するのか。</p>	<p>来年度向け採用者の前倒し採用で調整していきたい。</p>
<p>今年度、地域福祉の5人定数の職場で2人の欠員が出たが、その際、福祉窓口対応ができる職員が現場にいないことから、大きな混乱となった。人材育成的に問題があるのではないのか。</p>	<p>若手職員へのスムーズな引継ぎを行えるような体制を整えていく必要があると考えている。配置上うまくできていない部分もあるが、原局とも調整して、解決していきたい。</p>

<p>再任用職員にばかり頼ってはいけない。 もっと若手の育成が必要である。</p>	<p>若手職員を窓口職場へ配置し、ベテラン職員から十分な引継ぎを受けられるような体制づくりについても、充分検討していきたい。</p>
---	--

以 上
(給与課)

平成 25 年度向け合理化について（メモ）

H24.9.28

1 市民課郵送業務の委託（市民協働局）

(1) 実施内容

市民課における住民票等の郵送業務を委託する。

(2) 目的

より効率的・効果的な業務の執行体制を確保するとともに、迅速・的確な事務処理により安定した市民サービスを提供する。

(3) 実施時期

平成 25 年 4 月 1 日

(4) 人員

正規職員 1 人

再任用短時間勤務職員 6 人

2 小学校給食調理業務の委託（教育委員会）

(1) 実施内容

次の 2 校について、給食調理業務を委託する。

- ・ 金楽寺小学校
- ・ 園田北小学校

(2) 目的

経費の抑制を図りながら、学校給食内容を充実させるとともに、より安全な給食を引き続き提供する。

(3) 実施時期

平成 25 年 4 月 1 日

(4) 人員

正規職員 4 人

以 上
(給与課)